

第68回（令和元年度）宇部まつり出店要領 [フリーマーケット]

市民間の交流を深める事を目的に出店（以下「出店」）がしやすいフリーマーケット形式での参加者を募集致します。ご家庭にある遊休品、手作り品、加工品、農産品などをご出品ください。

1. 開催日時：令和元年 11月3日（日）11：00～16：00

※車両通行規制時間は9時～17時30分

2. 開催場所：シンボルロード広場（宇部中央バス停周辺）

3. 募集対象：遊休品、リサイクル品や手作りの小物・雑貨、農産品等を販売される方。

※以下の内容では出店できませんので予めご了承ください。

○飲食物の提供

○射幸心を煽る営利目的のクジ引きやゲーム等の出店

但し、公的機関・公的団体への募金活動や営利を目的としない場合はこの限りではありません。予め事務局にご相談下さい。

○車両を乗り入れての出店・販売

4. 募集区画：40区画（1区画は3m×3m）

・お申し込みは1社（者・団体等）につき1区画とさせていただきます。

・備品の貸出はいたしません。出店に必要な什器、備品は全て出店者側でご用意下さい。

※地元の出店者を優先します。宇部市外の方からのお申し込みについては、地元出店希望者の出品物と類似する場合はお断りする場合がございます。

また、出店可否の理由については一切お答えできませんので予めご了承ください。

5. 出店料：（1）宇部市内にお住まいの方 2,200円／1区画（税込）

（2）宇部市外にお住まいの方 山口県内 3,300円／1区画（税込）

山口県外 5,500円／1区画（税込）

6. 申込方法

（1）申込書に必要事項をご記入のうえ、宇部商工会議所内事務局へご持参、又はご郵送ください。

（2）搬入・搬出に車両を使用される場合は「**車両通行許可申請書**」（別紙）を添えてお申し込みください。

7. 出店許可及び出店料のお支払い方法

主催者にて選考の後、ご出店を頂く方へは『出店許可証』を交付します。併せて出店料、及び、備品貸出料の請求書をお送り致しますので、**指定期日までに弊会取引銀行口座へお振り込み下さい。**

指定日までに出店料のお振り込みがない場合は、出店を取り消しますのでご了承ください。

8. 当日スケジュール

開催日	時間	内容
11月3日 (本 祭)	09：00	交通規制開始
	09：00～10：00	主催者による開場準備
	10：00～11：00	出店者による商品搬入、及び、開店準備
	11：00～16：00	開店
	16：00～17：00	閉店、各自清掃作業、撤収
	17：30	交通規制解除（一般車両が進入してきます）

9. 出店物に関する注意事項

- (1) 販売・展示等において法令に抵触するもの、危険物、顧客及び他の出店者とのトラブルや苦情のおそれのある商品は販売できません。
- (2) 出店申込書に記載された以外の物は販売できません。
- (3) **交通規制の関係上、販売をされる商品の数量は、1時間以内に搬入・搬出の作業ができる量とします。**

10. 出店物の販売・展示について

- (1) 次にあげる行為は堅くご遠慮願います。
 - ①音や光、また熱や煙、振動等を伴い、隣接区画に多大な迷惑のかかる販売・展示。
 - ②規定区画外にはみ出しての販売・展示。
 - ③二重価格表示による不適正な大幅値引き販売。
- (2) 主催者は、会場の保全・管理・秩序の維持・公衆の安全のため、これらに支障があると認めた販売・展示については、出店者に必要な対策をお願いし、または販売・展示の制限や中止をしていただく場合があります。

11. 出店物の搬入・搬出、車両使用について

- (1) 会場となるシンボルロード広場は、市道を交通規制（歩行者天国）して実施します。宇部警察署の指導により規制時間開始前（9時以前）の商品搬入は禁止いたします。**ルールを守られない場合は次年度以降の出店をお断りする場合がございます。**
- (2) 商品の搬入・搬出で車両を使用される場合は、必ず「**車両通行許可申請書**」（別紙／使用車輛毎に作成）を提出し、主催者が発行する『**関係者車両証**』を取得してください。
※申請書は、9月13日（金）までに実行委員会事務局へ提出してください。
- (3) 「**関係者車両証**」は助手席側のフロントガラスへ外側から見える位置に必ず掲示して下さい。
- (4) 会場への車両乗り入れの際は、歩行者、他の出店者等に厳重な配慮をお願いします。また、速やかに荷物の積み降ろしを行い、車両を移動して下さい。なお、危険防止のため主催者は予告なく会場への車輛の乗り入れを禁止することがあります。

12. 駐車場について

出店者用の駐車場はありません。必要な方は事前にご用意をお願いいたします。

13. 事故防止について

- (1) 出店者は出店物の搬入・搬出、販売、展示、撤去等について必ず事故防止に努めて下さい。
- (2) 主催者は、出店者が行う前項の作業を通じて必要と認めるときは、事故発生の防止のための処理を命じ、またはその作業の制限もしくは中止を求めます。
- (3) 出店者の過失により会場の構造物、付帯設備、備品等に破損、汚損、紛失等の損害が生じた場合は、損害賠償責任を負うものといたします。

14. 申込締切り

令和元年9月13日（金）必着

※但し、予定区画数になり次第、締切ります。

15. お申し込み・お問い合わせ

宇部まつり実行委員会 宇部商工会議所内事務局（担当／藤井・高井・田中）
〒755-8558 山口県宇部市松山町一丁目16-18
TEL（0836）31-0251 FAX（0836）22-3470